

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 岩手県岩泉町

1 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 85.2% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 96.7% |
| 全職員 | 66.3% |

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | －% |
| 本庁課長相当職 | －% |
| 本庁課長補佐相当職 | 95.3% |
| 本庁係長相当職 | 95.7% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | －% |
| 31～35年 | 90.2% |
| 26～30年 | 86.8% |
| 21～25年 | 85.1% |
| 16～20年 | 96.3% |
| 11～15年 | 91.8% |
| 6～10年 | 94.7% |
| 1～5年 | 94.3% |

【説明欄】

- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の職員は、算出の対象外としている。
- ・扶養手当について、男性職員に支給している場合が多く、扶養手当を受給している男性職員の割合は80.0%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。